平成２９年（フ）第２４号
大分県日田市大字日高417番地８
債務者　藤原　絹子
1　決定年月日時　平成29年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月24日まで
大分地方裁判所日田支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１号
群馬県藤岡市岡之郷323番地11
破産者　有限会社リプロ
1　決定年月日　平成29年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第１５４４号
福岡市中央区白金２丁目11番29号
破産者　株式会社ビープラス
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６７９号
福岡市南区向野２丁目14―11
破産者　株式会社エイスクラフト
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２９１号
福岡市南区大楠２丁目10番９号
破産者　株式会社ケール
1　決定年月日　平成29年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６６５号
札幌市手稲区新発寒７条２丁目４番22号
破産者　本塚　清二
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１７６０号
北海道石狩市花川北３条６丁目59番地
破産者　株式会社タイキ建装
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９１６号
札幌市中央区南４条西３丁目６番２　キタコーＳ４ビル７階
破産者　株式会社東寿し
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５１０号
栃木県宇都宮市下小倉町1520番地
破産者　株式会社作興建機
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６７号
栃木県宇都宮市下岡本町4540番地10
破産者　砂子　浩一
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９６号
栃木県宇都宮市峰２丁目６番15号
破産者　有限会社ｓｕｎ―Ａ
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９７号
栃木県宇都宮市峰２丁目６番15号、前住所栃木県宇都宮市峰町272番地４　キャッスル峰壱番館307号室
破産者　小川　智行
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４４号
栃木県小山市城北４丁目２番地12
破産者　有限会社ドゥーイング
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第５１８０号
大阪市淀川区三津屋中２丁目６番13号
破産者　株式会社櫛部製作所
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋686―11―２Ｆ、商業登記簿上の本店所在地福岡市東区多の津４丁目８番９号
破産者　株式会社デュオン
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２５６０号
横浜市青葉区荏田西３丁目６番３号
破産者　株式会社ウォーブンハーツ
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７７号
岐阜県大垣市南頬町５丁目37番地の１
破産者　有限会社アテイン
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第７８号
岐阜県瑞穂市稲里279番地１
破産者　株式会社モスグロウ
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第７５５号
静岡市葵区北274番地の１
破産者　有限会社桃実亭
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９０号
香川県丸亀市御供所町１丁目９番11号
破産者　朝日冷熱工業株式会社
1　決定年月日　平成29年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

破産手続終結

平成２８年（フ）第２３１号
栃木県鹿沼市上殿町968番地１
破産者　有限会社静和屋商店
1　決定年月日　平成29年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係